

NTT 東日本札幌病院 医療安全管理指針

(目的)

第1条 この規約は、NTT東日本札幌病院(以下「病院」という。)における医療事故の防止及び医療事故への対応等、医療安全管理体制を整備・確立し、安全かつ適切な医療を提供するために必要な事項を定める。

(医療安全管理のための基本理念)

第2条 医療安全管理を推進するためには、職員一人ひとりが医療安全の必要性・重要性を、病院及び自分自身の課題として認識し医療事故防止に努めるとともに医療管理体制の確立を図ることが重要である。

各職場は本指針に基づきリスクマネージャーを配置し、職場内における関係者の協議のもとに事故防止対策を講ずるとともにインシデント・アクシデント事例の分析評価並びにマニュアルの定期的な見直しを行うことにより、医療安全管理対策の強化・充実を図るものである。

(医療安全管理体制の整備)

第3条 病院長は、医療安全管理体制を整備し、職員に周知するとともに、定期的に医療安全に関する研修を実施すること等により、病院における医療安全管理を推進する責務を負うものとする。これにより、医療安全管理室を設置し、医療安全対策の実施状況、評価結果を基に更なる医療安全確保を推進するものである。

(職員の責務等)

第4条 職員は、患者に対する医療、看護等の実施、医療機器の取り扱い等において細心の注意を払い医療安全管理を推進する責務を負うものとする。また、医療安全に係る研修・教育に積極的に参加する。

(ゼネラルリスクマネージャー及びリスクマネージャー)

第5条 インシデント・アクシデント分析事例等に基づき医療安全管理の推進に資するため、次のとおり、ゼネラルリスクマネージャー並びにリスクマネージャーを配置する。

- (1)ゼネラルリスクマネージャーは副院長、専従医療安全管理者、専任医療安全管理者とし、リスクマネージャーに対し必要な指示・調整等を行う。
- (2)リスクマネージャーは、各科部課長または責任者(看護部については看護長を含む)とする。
- (3)リスクマネージャーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 職員に対しセーフマスターへのインシデント・アクシデントの積極的な報告を促す。
 - ② 定期的に当該部署を巡回し、安全確保のための点検を行う。
 - ③ 当該部署の職員に対し、安全確保のための指導・助言を行う。
 - ④ 各職場におけるインシデント・アクシデント事例の原因分析及び防止方法並びに医療安全管理体制の改善方法等について検討及び提言する。
 - ⑤ 委員会において決定した安全管理対策等に関する事項の所属職員への周知徹底を図る。
 - ⑥ その他医療安全管理の推進に関する事項全般について、リスクマネージャー会議に参画し、評価を行う。

(医療安全管理のための委員会およびその他の組織)

第6条 医療安全管理体制として以下の組織を定める。

(1) 医療安全管理委員会

病院全体の医療安全を管理・指示するための決議を目的とし、病院長が指名したメンバーによって構成され、安全管理に関する基本的事項について検討・審議する。

(2) リスクマネージャー会議

医療の現場で医療安全を実行するためにリスクマネージャーで構成され、安全管理に伴う業務改善の部門間調整をし、情報の共有化を行う。

(3) 医療安全管理室

医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当院の安全管理を担う。

(4) 医療事故調査委員会

重大な医療事故が発生した場合に、必要に応じて病院長が開催を指示する。病院職員および患者・家族対応、事実関係の調査を行い、病院としての対処方針を決定する。

(インシデント・アクシデント報告)

第7条 病院長は、医療安全管理を推進するため、リスクマネージャーを介してインシデント・アクシデントの報告を必ず行うよう徹底するが、報告した職員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利益処分は一切行わないものとする。なお、アクシデントについてはレベル 3b 以上と定める。

(医療安全管理指針の閲覧について)

第8条 患者及びその家族等に対して、その閲覧に供することを原則とし、病院ホームページに掲載するなどして、各患者が容易に閲覧できるように配慮する。

(患者からの相談)

第9条 医療安全相談窓口の設置を院内に掲示する。医療行為等に関する患者等からの相談に対しては、相談により患者や家族が不利益を受けないように配慮する。

苦情や相談で医療安全に関るものについては、医療安全管理室で検討し、関連部署と連携を取り、安全対策の見直し等に活用する。また、経過を病院長に報告し、相談された内容により対応委員会等の開催の必要性を判断する。事例概要、対応、結果等は、セーフティマネジメント報告書として、記録に残す。

(職員研修)

第10条 職員に対し、医療安全の教育・研修として、全職員対象の講演会および研修会を年2回以上開催し、職員個々の安全管理に対する認識の徹底と、安全な医療を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図る。また、新入職員に対しては安全管理の基本に対する研修を行う。なお、委託業務に従事する委託会社職員については、任意により、当院主催の医療安全に関する講習会等を受講することができる。

(医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者)

第 11 条 医薬品安全管理責任者および医療機器安全管理責任者については、病院長の任命によりそれぞれ薬剤科部長、診療部長等とし、医薬品業務手順書、医療機器安全管理規定を作成し別紙とする。

具体的業務内容

医薬品安全管理担当者

- (1) 医薬品の安全使用に関する手順(マニュアル)の整備
- (2) 医薬品の安全使用に関する情報の収集・提供
- (3) 医薬品の安全使用のための研修の企画・実施・評価
- (4) 現場での薬剤使用に関する不適合者の監視と指導、エラーの指摘・修正
- (5) 医薬品の新規申請に際し、専門的立場で医師・申請者への提言

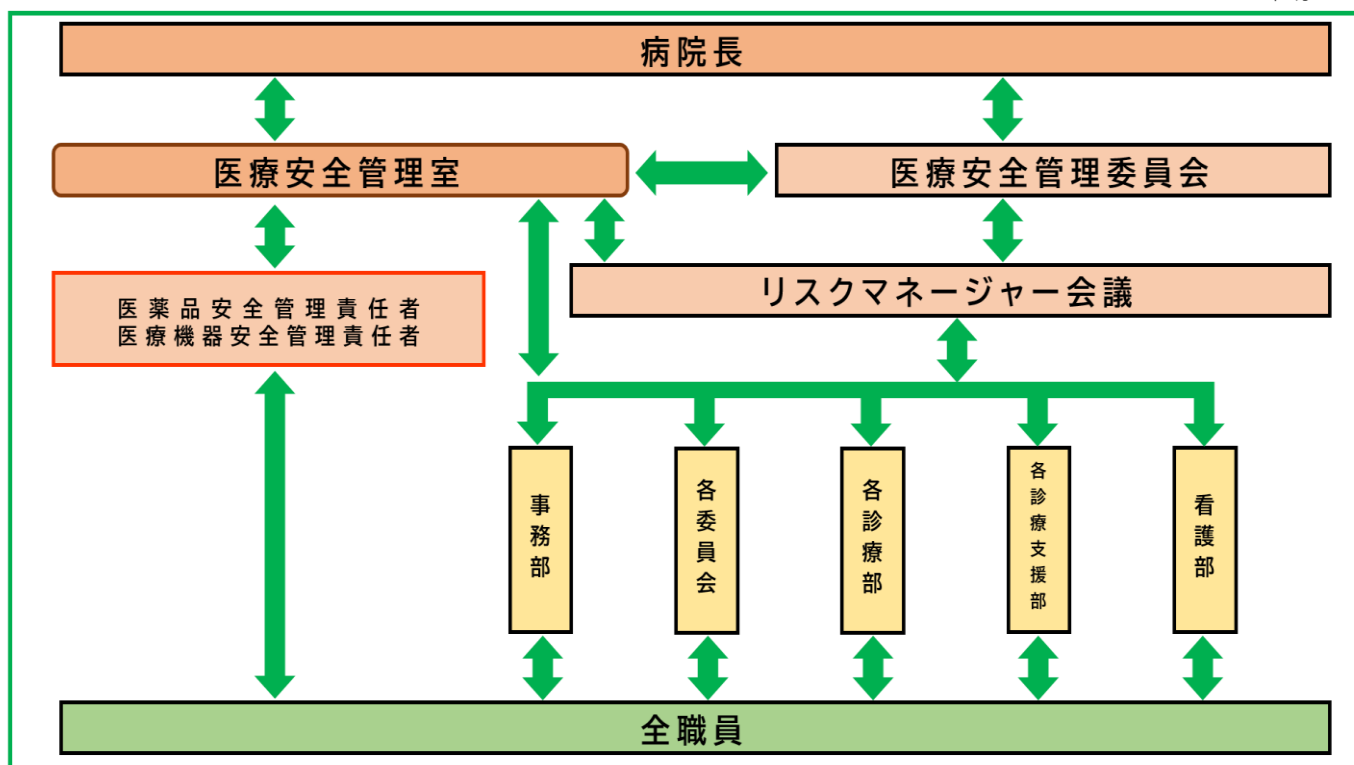
医療機器安全管理担当者

- (1) 医療機器の安全使用に関する手順(マニュアル)の整備
- (2) 医療機器の安全使用に関する情報の収集・提供
- (3) 医療機器の安全使用のための研修の企画・実施・評価
- (4) 現場での医療機器使用に関する不適合者の監視と指導、エラーの指摘・修正
- (5) 医療機器・医療器材購入に際し、専門的立場で医師・申請者への提言

1. 医療安全管理体制

NTT東日本札幌病院 医療安全管理体制

2017年5月



2. 医療安全に関する報告

報告事項

インシデント・アクシデントについては「全てを報告する」とこととする。また、重大事態についてはレベル 3b 以上のアクシデント事例で以下に該当する場合と規定する。

- 1、医療過誤の可能性のある事例
- 2、患者・家族とのトラブルがある、又は、トラブルが予測された場合
- 3、警察に関わる恐れのある場合
- 4、異状死・突然死

報告の目的

医療過誤の有無に係らずインシデント・アクシデントの発生を迅速に報告することで、早期対応が可能となるため。それにより、今後の再発防止対策にも役立てる事ができる。

報告方法

インシデント・アクシデントが発生した場合、インシデント支援システム「SafeMaster」に情報を入力・登録する。